

## 特定非営利活動法人日本小児循環器学会専門医制度委員会規則

### (委員会の設置)

第 1 条 定款施行細則第 11 条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下「本学会」と呼ぶ）が定める現行の専門医制度、ならびに日本専門医機構の新専門医制度の運営のため、専門医制度委員会（以下、制度委員会）を置き、その中に専門医・修練施設等認定委員会（以下、認定委員会）、カリキュラム委員会、専門医プログラム委員会、および専門医試験委員会（以下、試験委員会）を置く。

### (目的)

第 2 条 制度委員会は本学会が定める現行の専門医制度、ならびに日本専門医機構が定める新専門医制度において、優れた医学知識と高度の医療技術を備えた小児循環器の専門医を育成するために、現状と将来像を議論し具体的課題を理事会に提言することである。

### (構成と定員)

第 3 条 制度委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員から成る。

2. 制度委員会の定員は 10 名程度とする。
3. 制度委員会は、小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 認定委員会の定員は 10 名程度とする。
5. カリキュラム委員会の定員は 10 名程度とする。
6. 専門医プログラム委員会の定員は 10 名程度とする。
7. 試験委員会の定員は 10 名程度とする。
8. 学会監事と専門医制度委員会委員（以下、制度委員）の兼任はこれを認めない。

### (任期)

第 4 条 制度委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は 2 年とし、連続 2 期を限度とする。
3. 制度委員以外の委員の任期は 1 年または 2 年の期間で制度委員会で定める。

### (候補者)

第 5 条 制度委員は、本学会の評議員であること。

### (選任方法)

第 6 条 制度委員は評議員のうちより理事会において選任する。

2. 制度委員会委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 制度委員会副委員長は委員長の指名によって定める。

4. 認定委員会委員長（以下、認定委員長）および委員は制度委員会で指名し、認定委員会副委員長は委員のうちより認定委員長が指名し、いずれも理事長の承認を得る。

5. カリキュラム委員会委員長および委員は制度委員会で指名し、カリキュラム委員会副委員長は委員のうちよりカリキュラム委員会委員長が指名し、いずれも理事長の承認を得る。

6. 試験委員会委員長、および委員は制度委員会で指名し、試験委員会副委員長は委員のうちより試験委員会委員長が指名し、いずれも理事長の承認を得る。

7. 試験委員会の業務の達成のために、必要に応じて試験問題作成委員、口答試験担当委員を制度委員会で指名し、いずれも理事長の承認を得る。

8. 試験委員会委員長、副委員長、委員、試験問題作成委員、および口答試験担当委員は、任期中の小児循環器専門医試験の受験と認定の申請ができない。

#### （解任）

第 7 条 制度委員、認定委員会委員、カリキュラム委員会委員、専門医プログラム委員会委員、および試験委員会委員の解任は、理事会において 3 分の 2 以上の議決により行うことができる。

#### （補充）

第 8 条 制度委員がその職責を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された制度委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### （運営）

第 9 条 制度委員会、認定委員会、カリキュラム委員会、専門医プログラム委員会、および試験委員会の委員長（以下、各委員長）は、それぞれの委員会の議長として議事を進行する。

2. 各委員会の成立定足数は定員の 2 分の 1 以上とする。委員が出席できないときは、委任状を提出することができる。

3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 会議の議事については、議事録を作成し、署名人が記名捺印または署名をしなければならない。

5. 各委員長が職務を行えないときは、各副委員長が代行する。

#### （業務）

第 10 条 制度委員会の業務は以下の通りである。

(1) 本細則および付則の改正に関する審議

- (2) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項

2. 認定委員会の業務は以下の通りである。

- (1) 申請資格および認定の可否の審査に必要な実地調査
- (2) 専門医筆答試験および口答試験の施行と成績判定
- (3) 修練症例報告書の審査
- (4) 専門医の認定を希望する者の申請資格の審査
- (5) 専門医の認定の可否の審査
- (6) 専門医の資格更新の審査
- (7) 専門医修練内容の査察、実態調査
- (8) 修練施設または修練施設群（以下、修練施設等）の認定を希望する施設等の申請資格の審査
- (9) 修練施設等の認定の可否の審査
- (10) 修練施設等の資格更新の審査
- (11) 修練施設等の査察、実態調査
- (12) 修練施設指導責任者の認定を希望する者の申請資格の審査
- (13) 修練施設指導責任者の認定の可否の審査
- (14) 修練施設指導責任者の資格更新の審査
- (15) 本細則および付則の改正に関する検討と制度委員会への提案
- (16) その他本制度における成績判定、審査、調査等に必要な事項

3. カリキュラム委員会の任務は以下の通りである。

- (1) カリキュラムの策定
- (2) 修練方略その他の修練内容に関する事項の審議

4. 試験委員会の業務は以下の通りである。

- (1) 専門医筆答試験問題の作成
- (2) 専門医筆答試験および口答試験の実施
- (3) 専門医筆答試験および口答試験の成績の集計、評価
- (4) 専門医筆答試験および口答試験の結果の認定委員会への報告

(開催)

第 11 条 現行の専門医制度および日本専門医機構が定める新専門医制度において、制度委員会は下記の場合に開催する。

- (1) 専門医の認定を希望する者の申請資格の審査

- (2) 専門医筆答試験および口頭試験の成績判定
- (3) 専門医の資格更新の審査
- (4) 修練施設または修練施設群（以下、修練施設等）の認定を希望する施設等の申請資格の審査
- (5) 修練施設等の資格更新の審査
- (6) 修練施設等の指導責任者の認定を希望する者の申請資格の審査
- (7) 修練施設等の指導責任者の資格更新の審査
- (8) 細則および付則の改正に関する審議
- (9) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項に関する審議

2. 認定委員会は下記の場合に開催する。

- (1) 専門医の認定を希望する者の認定審査
- (2) 専門医の資格更新の認定審査
- (3) 修練施設等の認定を希望する施設等の認定審査
- (4) 修練施設等の資格更新の認定審査
- (5) 修練施設等の指導責任者の認定を希望する者の認定審査
- (6) 修練施設等の指導責任者の資格更新の認定審査
- (7) 細則および付則の改正に関する制度委員会への提案

3. カリキュラム委員会は下記の場合に開催する。

- (1) カリキュラム策定の審議
- (2) 修練内容に関する審議

4. 専門医プログラム委員会は下記の場合に開催する。

- (1) 修練施設等におけるプログラム策定の審議

5. 試験委員会は下記の場合に開催する。

- (1) 専門医筆答試験問題の作成と審議
- (2) 専門医筆答試験および口答試験の成績集計と評価

（事務局）

第 12 条 専門医制度委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

（改正）

第 13 条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるものの他、専門医制度委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成 27 年 9 月 27 日から施行する。